臨時休業期間中の校庭の使用について（2.3.18）

鴻巣市教育委員会教育長

臨時休業中に不要不急の外出は控えることとしておりましたが、生徒の運動不足やストレスを解消の観点から、臨時休業期間中の平日に限り校庭の使用を認めます。
つきましては、親子で相談の上、下記の点に留意し必要に応じてご使用ください。

１　使用可能日　　３月１９日（木）、２３日（月）、２４日（火）、２５日（水）、２６日（木）

２　使用可能時間　１２：００～１４：３０

３　留意点

(1)　一般の公園等と同様に保護者の責任において使用してください。
(2)　普段通学している学校の校庭を使用してください。
(3)　行き帰りの交通に十分に注意してください。
(4)　感染拡大防止の点から、大人数が密着しての活動は行わないでください。
(5)　部活動単位、スポーツ少年団単位の自主練習などは行えません。
(6)　遊具等の使用は認めますが、道具の貸し出しは行いません。
(7)　各学校の校庭使用のルールに従ってください。
(8)　活動の前後には、手洗いをしてください。

ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

川里中の校庭使用について、ご連絡いたします。（第五報）

(2.3.19)

１　学校生活上のきまりに準じます
①　服装　　②　所持品　　③　来校方法　、及び　その他
（ジャージ、体操着、及び部活動で使用しているウインドブレーカー）

２　校舎玄関から入り、利用する旨を職員に伝えてください。

３　使用状況、天候等によって利用制限を行います。

４　利用目的は、運動不足、ストレス解消の観点からの使用となりますので重ねてご留意ください。
校庭利用となりますが、事故・けがについては、スポーツ振興センターの対象外となります。